

八代市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、こどもの健全育成と保護者の育児と仕事との両立を支援することを目的として、小学校の夏季休業期間中において八代市内の小学生を対象とした学習や遊びの場を提供する市内各地域のまちづくり団体等に対し、予算の範囲内において、八代市こどもの居場所づくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、八代市補助金等交付規則（平成17年八代市規則第170号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、各地域に設置されるまちづくり協議会及び小学校区、集落等の住民で構成される自治会等の地縁的組織並びに八代市市民活動団体登録要領（平成24年2月16日市民協働部長専決）第2条の規定に基づく登録団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としなない。

- (1) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる事業を行う者
- (2) 八代市暴力団排除条例（平成23年八代市条例第32号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 営利を主な目的として補助対象事業を実施する者
- (4) 前3号に規定する者のほか、市長が適当でないとする者

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及びその要件（以下「補助対象要件」という。）並びに補助金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、次に掲げる経費は、補助対象経費としなない。

- (1) 領収書等支出を証する書類を提出することができない経費
- (2) 事務所の維持経費等補助対象者の恒常的な運営経費
- (3) 財産形成につながる備品（単価1万円以上の資機材等をいう。）の購入費

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八代市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体概要説明書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）

- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、八代市こどもの居場所づくり支援事業補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（変更申請等）

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、決定を受けた内容を変更しようとするときは、八代市こどもの居場所づくり支援事業補助金変更申請書（様式第6号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、八代市こどもの居場所づくり支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、遅滞なく八代市こどもの居場所づくり支援事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第9号）
- (2) 補助対象経費の支出の内容を証する領収書等の写し
- (3) 利用者名簿及び従事スタッフ名簿
- (4) 事業実施時の様子が分かる記録写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、八代市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付確定通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第9条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、八代市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付請求書（様式第11号）により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業	補助対象要件	補助金額
長期の居場所づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 小学校の夏季休業期間中に10日以上こどもの居場所を市内に開設する取組であること。 (2) 1日当たり平均4時間以上の開設時間を確保すること。 (3) 実施期間中は常時2名以上のスタッフを配置すること。 (4) 実施日ごとに10名以上の参加者が見込まれること。 	補助対象経費の3分の2に相当する額とし、10万円を上限とする額
短期の居場所づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 小学校の夏季休業期間中に5日以上こどもの居場所を市内に開設する取組であること。 (2) 1日当たり平均2時間以上の開設時間を確保すること。 (3) 実施期間中は常時2名以上のスタッフを配置すること。 (4) 実施日ごとに10名以上の参加者が見込まれること。 	補助対象経費の3分の2に相当する額とし、2万5,000円を上限とする額

別表第2（第3条関係）

補助対象経費	内容
報償費	スタッフ、講師等に係る報賞金
旅費	スタッフ、講師等の交通費
印刷製本費	パンフレット、チラシ、各種資料等の印刷製本費
消耗品費・材料購入費	消耗品、材料等（単価1万円未満のものに限る。）の購入費
通信運搬費	郵送料等
保険料	参加者等の傷害保険料等
使用料	会議室、会場等の賃借料、機器のリース・レンタル料等
その他	その他市長が必要と認める経費